



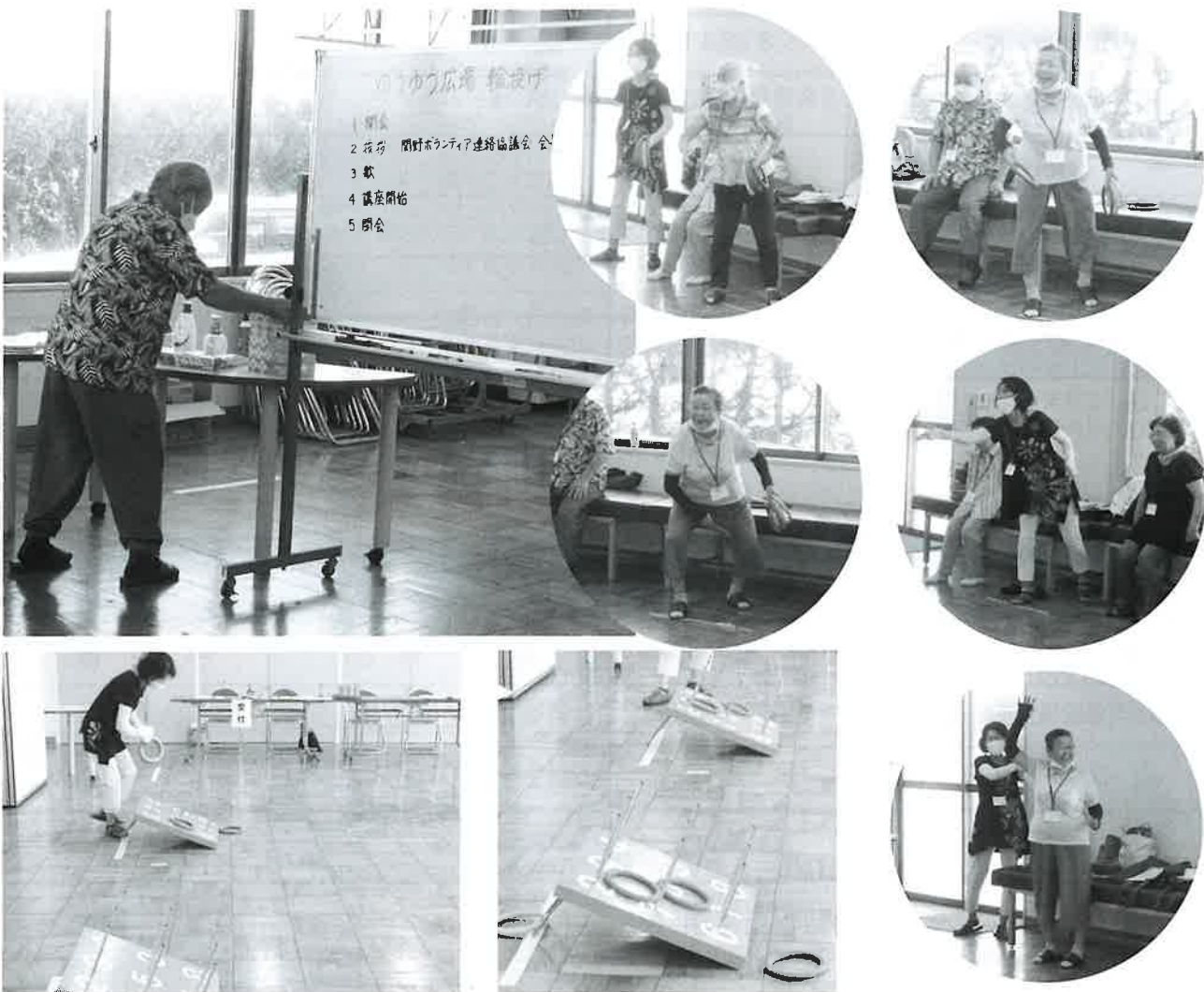
これは、社会福祉協議会全国共通のシンボルマークです。手を取りあって、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。

ふくしかつら

ふれあいネットワーク

編集・発行
(年1回)

社会福祉法人
勝浦市社会福祉協議会(保健福祉センター内)
〒299-5226
千葉県勝浦市串浜1191番地の1
☎(0470)73-6101 FAX(0470)73-6102



「ボランティアセンター事業 ゆうゆう広場 輪投げ交流会風景」

令和5年度 社協の活動計画

社会福祉協議会の令和5年度収支予算及び事業計画について。

1. 令和5年度収支予算

事業活動による収支

単位 千円

| 収 入 | | 支 出 | |
|-----------|--------|---------|--------|
| 勘定科目 | 予算額 | 勘定科目 | 予算額 |
| 会費収入 | 5,870 | 人件費支出 | 16,472 |
| 寄付金収入 | 10 | 事業費支出 | 10,848 |
| 経常経費補助金収入 | 15,968 | 事務費支出 | 2,656 |
| 共同募金配分金収入 | 6,140 | 貸付事業等支出 | 200 |
| 受託金収入 | 3,741 | 助成金支出 | 2,168 |
| 貸付事業等収入 | 200 | 負担金支出 | 149 |
| 事業収入 | 60 | | |
| 受取利息配当金収入 | 4 | | |
| その他の収入 | 50 | | |
| 収入合計 | 32,043 | 支出合計 | 32,493 |

事業活動資金収支差額 (1) △ 450

その他の活動による収支

単位 千円

| 収 入 | | 支 出 | |
|----------------|-----|---------------|-----|
| 勘定科目 | 予算額 | 勘定科目 | 予算額 |
| 社協運営基金積立資産取崩収入 | 926 | 社協運営基金積立資産支出 | 4 |
| | | 退職手当積立基金預け金支出 | 372 |
| 収入計 | 926 | 支出計 | 376 |

その他活動収支差額 (2) 550
 予備費支出 (3) 100
 当期資金収支差額合計 0
 (1)+(2)-(3) 0
 前期末支払資金残高 0



1. 令和5年度事業計画

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|---|
| 1. 会議等の開催 | 1. 理事会、監査会、評議員会 2. 評議員選任・解任委員会 3. 勝浦市貸付等審査委員会 4. 合同相談運営委員会 |
| 2. 地域福祉推進ネットワーク事業 | 1. ボランティア連絡協議会との連携・支援（事務局） 2. 広報啓発活動の推進 3. 県主催の会議及び研修会に参加 4. 各地区社会福祉協議会・ボランティアグループ及び連絡協議会へ活動費助成 5. ボランティア活動（行事）保険の加入支援 |
| 3. ボランティアセンター事業 | 1. ボランティアセンター運営委員会 2. ボランティア情報誌の発行 3. ボランティア講座（介護講座・災害ボランティア・ボランティア交流サロン等の開催） 4. おもちゃ図書館開設、夢ぼけっと交流サロン開催 5. ゆうゆう広場開催 6. ほっとパーティー開催協力 7. 高齢者疑似体験セット等の貸出 8. 災害ボランティアセンター等資機材整備 |
| 4. 福祉振興基金活動事業 | 1. ボランティア活動費助成（各ボランティアグループ及び連絡協議会） |
| 5. 低所得者援護対策事業 | 1. 生活福祉資金（福祉資金、教育支援資金、総合支援資金等） 2. 勝浦市福祉資金貸付金庫の貸付事業 3. 法外援護 4. 歳末たすけあい援護金の支給事業 |
| 6. 児童福祉対策事業 | 1. 子どもの遊び場遊具の整備事業 2. 特別支援学校児童への図書カード配布 |
| 7. 高齢者福祉対策事業 | 1. 独居老人安否確認事業（お元気コール）の実施 2. 各種福祉資金貸付事業の実施 3. 市老人クラブ連合会活動の活動支援（事務局）及び活動費助成 4. 在宅ねたきり老人の慰問及び見舞品の支給（紙おむつ、パッド※廃棄用ゴミ袋） 5. 敬老慰問金の支給事業の実施（80歳以上の独居老人で生活困窮者） 6. 救急医療情報キットの配布事業の実施 7. 介護用品リサイクル事業の実施 |
| 8. 心身障害者（児）福祉対策事業 | 1. 各種福祉資金貸付事業の実施 2. 在宅ねたきり身体障害者（児）の慰問及び見舞金支給 |
| 9. 合同相談事業 | 1. 年間24回開催 保健福祉センター 午後1時から午後3時まで受付 ※予約制・相談日前日の正午まで受付 2. 相談員の研修 |
| 10. 趣旨普及事業 | 1. 広報「ふくしかつうら」発行 2. ホームページ上での活動状況並びに災害時における情報発信 |
| 11. 受託事業 | 1. 勝浦市保健福祉センターの管理運営 2. 日常生活自立支援事業の実施（千葉県社会福祉協議会受託） 3. 日本赤十字社に関する社資募集事務等の実施 |
| 12. その他 | 1. 各地区区長会、遺族会、市民生児童委員協議会に活動費助成 2. 千葉県社会福祉大会に参加 3. 共同募金運動に協力 4. 交通遺児援護事業に協力 5. 各福祉団体等への研修事業活動への活動費助成協力 6. 緊急援護 |

ホームページでもご覧頂けます。

会長就任のご挨拶



勝浦市社会福祉協議会

会長 鈴木恒夫

この度、役員任期満了に伴い、改選が行われましたが再任され、令和五年六月二十七日付けで改めて会長に就任することになりました。

もとより微力ではございますが、これからの勝浦市社会福祉協議会の円滑な運営をとおして地域福祉の充実と発展のために努力して参りたいと存じます。

さて、昨今の非常に厳しい社会経済情勢の中、福祉分野においては、少子高齢化の進行や人口減少社会、さらには年金をはじめとする社会保障制度に対する不安の拡大、また、地域での子育て支援や子供や高齢者への虐待問題等福祉事業関係者に求められる重要な課題が山積しています。

このような状況の中、私ども地域福祉を推進する中核的組織である社会福祉協議会の果す役割というのは大変重要であります。本会といたしましても多様化する福祉ニーズに対応するため、地域に根付いた地域福祉事業の構築等、健全で地域に信頼される市社協の運営を目指し努力して参りたいと存じます。

今後とも、市民の皆様をはじめ、多くの方々より一層の温かいご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。会長就任の挨拶とさせていただきます。

赤い羽根共同募金にご協力ありがとうございました。

勝浦市の募金額 **2,957,392円**
(令和4年度実績)



「赤い羽根募金」は、「共同募金」の愛称です。
また、「共同募金」と「赤い羽根募金」は同じ共同募金です。

共同募金のシンボル「赤い羽根」

赤い羽根を使うようになったのは、第2回目の運動からです。1948年頃、アメリカでも水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。それにヒントを得て、日本では、不要になった鶏の羽根を使うようになりました。赤い羽根は、運動が始まった頃は、寄付をした事を表す印として使われました。現在は共同募金のシンボルとして、幅広く使われています。

法律からみた「共同募金」

共同募金は「社会福祉法」という法律に基づき進められています。

社会福祉事業に必要な資金を集めるため、共同募金運動は、全国協調して展開されています。

令和4年度 社協の活動状況報告

市社会福祉協議会の令和4年度収支決算及び活動状況について公表します。

1. 令和4年度収支決算

事業活動による収支

単位 円

| 収 入 | | 支 出 | |
|-----------|------------|--------|------------|
| 勘定科目 | 決算額 | 勘定科目 | 決算額 |
| 会費収入 | 5,847,300 | 人件費支出 | 12,701,810 |
| 寄附金収入 | 40,000 | 事業費支出 | 8,150,344 |
| 県補助金収入 | 166,000 | 事務費支出 | 2,163,262 |
| 市補助金収入 | 12,727,000 | 貸付事業支出 | 0 |
| 共同募金配分金収入 | 4,429,713 | 助成金支出 | 2,148,000 |
| 受託金収入 | 3,645,476 | 負担金支出 | 138,800 |
| 貸付事業収入 | 0 | | |
| 事業収入 | 54,200 | | |
| 受取利息配当金収入 | 1,070 | | |
| その他の収入 | 41,864 | | |
| 収入計 | 26,952,623 | 支出計 | 25,302,216 |

事業活動資金収支差額 1,650,407

その他の活動による収支

単位 円

| 収 入 | | 支 出 | |
|------------|-----|-------------|-----------|
| 勘定科目 | 決算額 | 勘定科目 | 決算額 |
| 基金積立資産取崩収入 | 0 | 基金積立資産支出 | 1,000,833 |
| | | その他の活動による支出 | 359,130 |
| 収入計 | 0 | 支出計 | 1,359,963 |

その他の活動資金収支差額 △ 1,359,963

予備費支出 0

当期資金収支差額合計 290,444

前期末支払資金残高 12,576,749

当期末支払資金残高 12,867,193

2. 令和4年度活動報告

| 事業名 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 1. 協議会の運営強化 (1) 会議開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事会開催 ・評議員会開催 (※書面決議) ・評議員選任・解任委員会 ・監査会開催 |
| 2. 援護活動事業 | |
| (1) 低所得者の援護対事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい援護金支給 ・行旅死亡人対策 ・行旅帰宅旅費対策 ・各種生活福祉資金貸付金等の貸付相談対応 ※新型コロナウイルス特例貸付制度含む |
| (2) 児童福祉対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校在学児童への図書カード配布 ・交通遺児奨励金等事業協力 |
| (3) 老人福祉対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の一人暮らし高齢者への救急医療情報キット配布 ・市老人クラブ連合会事業の活動支援(事務局)及び活動費助成 ・在宅ねたきり老人に対する見舞品(紙オムツ及び尿とりパッド※廃棄用ゴミ袋)の支給 ・80歳以上の一人暮らし(生活困窮者)高齢者への敬老慰問金支給 ・介護用品リサイクル事業の実施 |
| 3. 合同相談事業 (合同相談事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・合同相談所開設(民生委員・行政相談員・人権擁護員による3者相談) ・合同相談運営委員会役員会議開催 |
| 4. 保健福祉センターの管理運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・勝浦市からの指定管理者受託 |
| 5. ボランティアセンター等活動事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・各ボランティアグループへの活動費助成 ・ボランティア連絡協議会の活動支援(事務局)及び活動費助成 ・ボランティア活動(行事)保険の加入支援 ・災害ボランティアセンター用資機材備蓄整備 ・ボランティアセンター事業行事の一部実施 |
| 6. 日常生活自立支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な金銭管理等の生活支援事業の実施 |
| 7. その他事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員協議会、各地区区長会、遺族会、各地区社協等への活動費助成 ・千葉県共同募金会勝浦支会が行う共同募金活動への協力 ・歳末たすけあい募金運動への協力 ・社協事業等啓発のための「ふくしかつうら」発行 ・地区社協が実施するふれあい会食会、敬老会、寿ぎ会への協力 ・独居老人安否確認事業「お元気コール」実施 ・ホームページ上での活動状況等の情報発信 ・カラオケシステムを活用した高齢者等の健康増進事業 ・日本赤十字社社資募集事務への協力 ・千葉県社会福祉大会に参加 |



社協会費ご協力ありがとうございました

市民の皆様からお寄せいただいた令和4年度の会費は、5,847,300円でした。

各区長様をはじめ区役員の皆様には、会費募集について多大なるご協力をいただき誠にありがとうございました。また、ご協力いただきました市民の皆様にも厚くお礼申しあげます。

この財源は、各種福祉事業(高齢者見舞品支給事業やボランティア活動促進等の地域福祉サービスの充実のために活用させていただきました。今年度も会費募集に、ご協力をお願いします。



ご寄附ありがとうございました

皆様から寄せられた貴重な善意を大切に役立てます。

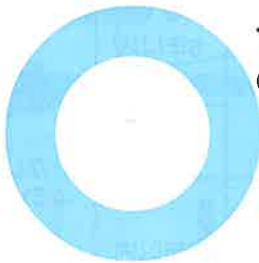
(令和4年4月~令和5年3月) (敬称略)

★ 夷隅社教会 40,000円

介護用品リサイクル事業のご紹介

社会福祉協議会では不要になった介護用品を引き取り、欲しい方への橋渡しを行っております。

オムツや、リハビリパンツ、パッド等が欲しい方は、事前に社会福祉協議会に登録が必要です。また、市民の方からの物品寄付ですので、常時在庫はありません。このため、必ずお渡し出来るとは限りませんのでご承知ください。



★お預かりや橋渡しができるもの

○オムツ、リハビリパンツ、尿取りパッド（開封済みの物でも可）
電話連絡等の申し出により、本会へ登録いたします。



★橋渡しのご相談ができるもの（※福祉用具）

○ベッド、シャワーチェア、杖等
ベッドやシャワーチェア等は本会ではお預かりできません。
自宅での保管となります。譲りたい方及び、譲って欲しい方は、本会へ登録申請書の記入をしていただきます。

譲りたい福祉用具と譲って欲しい福祉用具の希望が合致した場合には、提供者と希望者の情報提供（個人情報等）の承諾を得て、提供者と希望者で直接やり取りをしていただきます。
※福祉用具の登録期間は1年間です。

なお、※福祉用具の登録の申請については、汚れや破損等の状況を本会職員が現物の確認をさせていただき、登録が可能と判断できれば、登録申請書への記入をしていただきます。



★お預かりや橋渡しができないもの

○食品や尿器、吸い飲み、衣類、薬品類、栄養剤等



※詳しくは、勝浦市社会福祉協議会へお問い合わせください。

「ご相談ください。福祉の貸付制度」

生活福祉資金 資金種類一覧

| 資金種類 | | 貸付対象 | | | 貸付条件 | | | | |
|--------|----------------|-------|-------|---|--|--------------|---------------------|---|-------|
| | | 低所得世帯 | 障害者世帯 | 高齢者世帯 | 貸付限度額 | 据置期間※1 | 返済期間 | 貸付利子※2 | |
| 福祉資金 | 結婚、出産、葬祭 | ○ | ○ | ○ | 50万円 | 貸付後 6か月以内 | 3年以内 | 連帯保証人 あり ⇒無利子 なし ⇒年1.5% | |
| | 小規模住宅改修費、住居設備費 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | 転宅費 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | 障害者等福祉用具購入費 | × | ○ | ○ | 170万円 | | 8年以内 | | |
| | 障害者自動車購入費 | × | ○ | × | 【一般車両】200万円 【福祉車両】250万円 | | 8年以内 | | |
| | 住宅改修費 | ○ | ○ | ○ | 250万円 | | 7年以内 | | |
| | 療養費 | ○ | △ | ○ | 1年以内:170万円 1年6か月以内:230万円 | | 最終貸付日から6か月以内 | | 5年以内 |
| | 介護等費 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | 災害援護費 | ○ | △ | △ | 150万円※3 | | 貸付後6か月以内 | | 7年以内 |
| | 生業費 | ○ | ○ | × | 460万円 | | 貸付後6か月以内 | | 20年以内 |
| 技能習得費 | ○ | ○ | × | 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円※4 | 卒業後6か月以内 | 8年以内 | 連帯借受人 あり ⇒無利子 | | |
| 支度費 | ○ | ○ | × | 50万円 | 貸付後6か月以内 | 3年以内 | なし ⇒年1.5% | | |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | ○ | △ | × | 高校:月35,000円 高専:月60,000円 短大:月60,000円 大学:月65,000円※5 | 卒業後6か月以内 | 原則10年以内(最長20年以内)※5 | 無利子 | |
| | 就学支度費 | | | | 共通 50万円 | | | | |

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯等の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

【補足説明】

- ※1 据置期間とは貸付後、一定期間返済を猶予する期間をいいます。据置期間中は無利子です。
- ※2 貸付利子は資金種類、連帯借受人、連帯保証人の有無によって異なります。なお、いずれの資金についても最終償還期限を過ぎても返済が終わらない場合には貸付利子とは別に延滞利子が年3.0%かかります。
- ※3 災害援護費は住宅に被害があった場合、住宅改修費との重複貸付が可能です。被害の程度に応じて最高400万円まで貸し付けることができます。
- ※4 技能習得費は原則として技能習得期間3年以内の範囲内で貸し付けることができます。6か月を超える場合はその習得期間について法令に定めがある場合に限りです。
- ※5 教育支援金の返済期間は原則10年以内です。但し、やむを得ない事情(特に大学生で他の奨学金も利用するため返済月額がおおくなる等)があると認められる場合は20年以内とすることができます。10年を超える返済期間を希望する場合にはその事情を申込書に明記してください。また、教育支援金につき、特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍まで貸付可能です。

注:上記貸付制度は千葉県社会福祉協議会の審査があります。また、連帯保証人等の設定も必要になる場合があります。その他、地域の民生委員と面談等をしていただくこととなりますが、その際には、申請者だけでなく、設定された連帯保証人等も民生委員との面談等をしていただきます。

※貸付に係るご相談の際は、まずは、電話によりご一報ください。貸付制度について相談日を改めて、設定させていただきます。ご相談、お問い合わせは……勝浦市社会福祉協議会へ